

# 不正軽油撲滅NEWS



NO. 6 平成21年3月発行

## 富山県不正軽油防止対策協議会

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7(富山県経営管理部税務課内)  
TEL.076-444-3178 FAX.076-444-3487

「不正軽油撲滅NEWS」では、県内外の不正軽油に関する情報を、読者の皆様にご紹介しています。不正軽油の流通をくい止めるためにも、是非、不正軽油に関する情報をお寄せください。

皆様からの情報が、不正軽油撲滅につながります！

## 不正軽油の製造から消費に至る関与者を告発！

平成20年10月、福岡県内の石油販売会社が、軽油引取税約2億3千万円を申告しなかったとして地方税法違反の疑いで告発されました。この会社は、知事の承認を受けずに軽油に灯油を混和し、不正軽油約7,200キロリットルを販売したとされています。

その後、不正軽油の原料となった薬品の供給者、販売の仲介者、購入した運送会社も告発されました。

不正軽油の製造から消費に至るすべての段階の関与者が告発されたのは、全国で初めてのケースだといわれています。

## 軽油とバイオ燃料の混合には事業者登録と品質確認が必要！

「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(品確法)が改正され、平成21年2月25日から、軽油と脂肪酸メチルエステル<sup>1</sup>を混合し、自動車燃料として販売・消費する方に、事業者登録と品質確認が義務付けられました<sup>2</sup>。

このような混合を行って自動車燃料として販売・消費した場合、脂肪酸メチルエステル部分にも軽油引取税が課せられますのでご注意ください。

- 1 廃食用油、パーム油等の植物性油に化学処理を行い、軽油に近い物性に変換したもの。いわゆる「バイオディーゼル燃料」(BDF)。
- 2 詳しくは、中部経済産業局石油課(TEL052-951-2781)にお問い合わせください。

**使っている軽油がちょっとおかしい！**

**黒い排気ガスのトラックが走っていた！** という場合は…

「軽油110番」または「総合県税事務所」までお電話を！

**軽油110番 076-444-8110**

**総合県税事務所 076-444-4507**